



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

## (2) 出入国管理施策及び多文化共生施策

在留外国人施策・入国管理制度・教育行政と、外国人住民の国籍・在留資格等の動向を把握する。

沼本 光江

(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 補佐官)

0



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

## (2) 出入国管理施策及び多文化共生施策

講師: 沼本 光江

出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 補佐官

2019年4月から2021年3月まで名古屋出入国在留管理庁に勤務。2021年4月から2023年3月まで外国人技能実習機構東京事務所に出向。2023年4月から現職、現在外国人在留支援センター(FRESC)で勤務。

1

地域日本語教育コーディネーター研修  
出入国管理施策と多文化共生施策

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課  
補佐官 沼本 光江

目次

1	外国人の受入れ状況について	1
2	外国人材の受入れ・共生のための総合的 対応策	6
3	外国人在留支援センター（F R E S C） の取組	8
4	地域における支援機能の強化	13
5	情報提供機能の強化	19

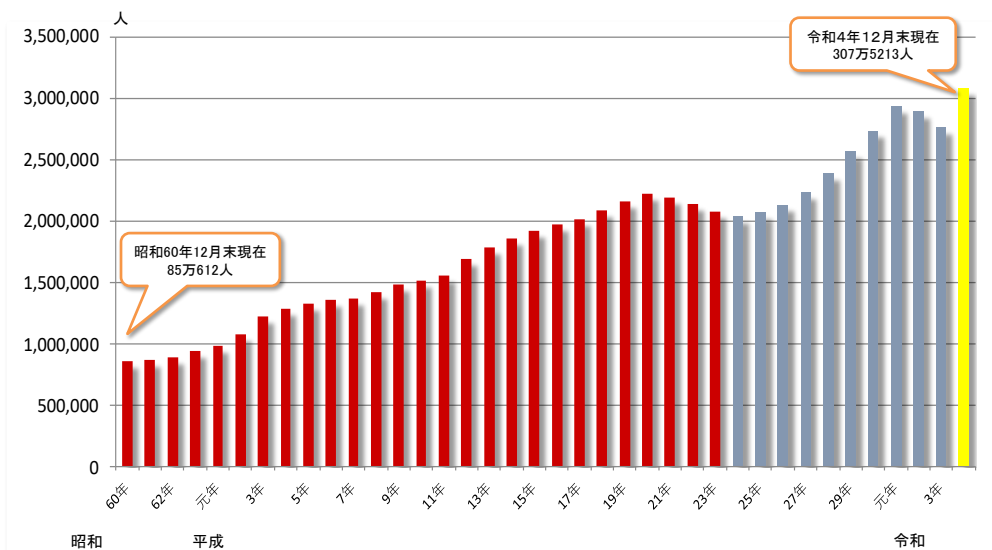
# 1 外国人の受入れ状況について

4

1

## 在留外国人数の推移

出入国在留管理庁  
I S A Immigration Services Agency



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

2

5

## 在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から  
（注2）介護、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

### 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格（※）

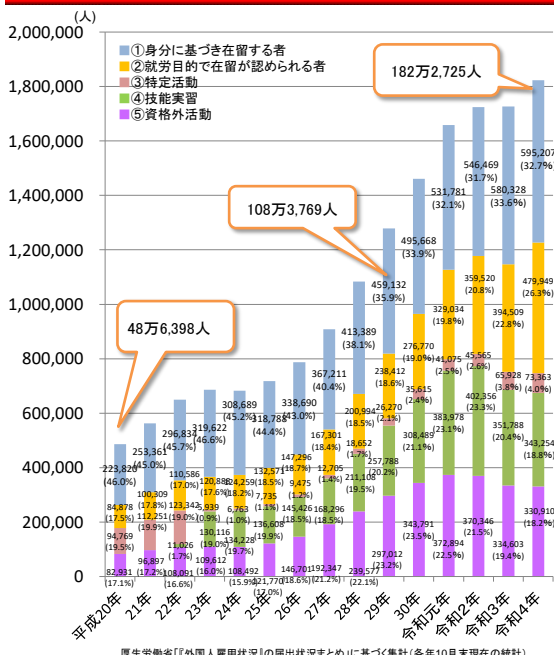
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

6

3

## 外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』に基づく集計（各年10月末現在の統計）

**①身分に基づき在留する者 約59.5万人**  
 「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

**②就労目的で在留が認められる者 約48.0万人**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動 約7.3万人**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④技能実習 約34.3万人**  
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約33.0万人**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

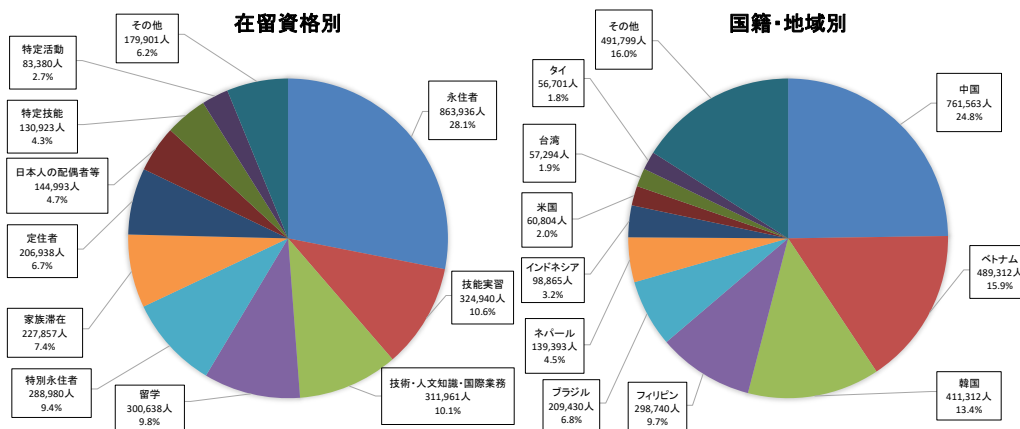
7

4

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳(令和4年12月末)



在留外国人数(総数) 307万5,213人



5

8

## 2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

6

9

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（概要）		（令和5年6月9日） <small>外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議</small>
<p><b>口我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）</b>  <b>口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。</b>  <b>口今後とも政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。</b></p>		
<p><b>1 前向きなコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組</b></p> <p><b>外国人が生活のたのびに必要な日本語等を習得できる環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 前向きな等を行う日本語教育を強化するための総合的な取組づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策1）</li> <li>▶ 「日本語教育の参照枠」に次ぎた日本語教育の内容及びレベル内容に対応した分野別の教育モデルの開発（施策3）</li> <li>▶ 生活環境に合った日本語を学習できるICT学習の開発・提供（施策4）</li> <li>▶ 生活オリエントレーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討（施策7）</li> <li>▶ 生活オリエントレーションに係る地方財政措置の増加による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）</li> <li>▶ 新たな日本語教育機関の整備の必要性等に係る検討（施策14）</li> </ul> <p><b>日本語教育の質の向上等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））</li> </ul>	<p><b>2 外国人材の受入れの取組の更なる充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策126）</li> <li>▶ 特定技能制度の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等</li> <li>▶ 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討（施策127）</li> <li>▶ ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成（施策139）</li> <li>▶ 難関な専門作業等者の確保</li> <li>▶ ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等（施策151）</li> <li>▶ 海外における日本語教育基盤の充実等</li> <li>▶ JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受け入れ制度」の活用促進（施策152）</li> </ul>	
<p><b>3 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化</b></p> <p><b>外国人の目線に立った情報発信の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「関係先プラットフォーム」や「関係先」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に関する意見の聴取（施策20）</li> <li>▶ 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討（施策23）</li> <li>▶ マイナンバー等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型、ブッシュ型の情報発信の検討（施策24）</li> </ul> <p><b>外国人が働きやすい環境を整った相談体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国人受入れ環境整備及び急い等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）</li> <li>▶ FR（外国人材）に対する効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談の実施等（施策36）</li> <li>▶ 多言語相談技術に係る活用しべいの「同時通訳」の実現及び拠点対応言語の21言語への拡大に向けた取組（施策37）</li> <li>▶ 相談窓口の連携を促進した相談体制の整備、充実の検討及び地方公共団体を支援する取組（施策44）</li> </ul> <p><b>情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）</li> <li>▶ やさしい日本語の認知率の活用等について検討（施策49）</li> </ul>	<p><b>4 共生社会の基盤整備に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施（施策153）</li> <li>▶ 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施（施策56（再掲））</li> <li>▶ 外国人の生活状況に係る実態把握のための統計調査の充実等</li> <li>▶ 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成、公表（施策159）</li> <li>▶ 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施（施策160）</li> <li>▶ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等</li> <li>▶ 専門性の高い受入れ環境整備担当者による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策162）</li> <li>▶ 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を促進するための取組の実施等による情報発信等の充実、強化（施策163）</li> <li>▶ 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策164）</li> <li>▶ 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元化の促進のための仕組みの構築に係る検討（施策165）</li> <li>▶ オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナンバーカードの自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策166）</li> <li>▶ マイナンバーカードの取得率の確保及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討（施策167）</li> <li>▶ 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））</li> <li>▶ 外国人に関する共生施策の企画・立案に関する情報の収集及び発信に関する情報等の収集（施策168）</li> <li>▶ 国民健康保険法が適用されない在留資格に必要とされた被保険者に対する適正な資格管理（施策173）</li> </ul> <p><b>外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策181）</li> <li>▶ 体系的な地方公共団体の取組に対するデジタル田舎都市中国産連携交付金による支援の実施（施策183）</li> <li>▶ 日系四世受け入れ制度の見直しの実施（施策184）</li> <li>▶ 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進（施策187）</li> </ul> <p><b>共生社会の基盤としての在留管理体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討（施策188）</li> <li>▶ 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の適正化（施策189）</li> <li>▶ 外国人のデジタル化の普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等（施策191）</li> <li>▶ 留学生の在留資格の確保</li> <li>▶ 留学生の在留資格が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策199）</li> <li>▶ 技能実習制度の更なる適正化</li> <li>▶ 技能実習制度における関係機関と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策99（再掲））</li> <li>▶ 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多量な送出機関からの新規受入れ及び失踪防止に係るリポート化の取組等の関係機関と協力した取組の推進（施策205）</li> <li>▶ 不法就労者等への対応強化</li> <li>▶ 入国法等改正法案の成立を踏まえた送還原籍者の帰国に向けた体制強化等（施策214）</li> </ul>	
<p><b>5 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援</b></p> <p><b>「乳幼児期」、「学童期」を中心とした外国人に対する支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安、悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策52）</li> <li>▶ 住民基本台帳システムと学籍簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理、把握の推進（施策55）</li> <li>▶ 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応（施策57）</li> </ul> <p><b>「青年期」初期を中心とした外国人に対する支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本語指導の「特別的教育課程」を編成し、実施している事例の編纂及び周知・普及（施策60）</li> </ul> <p><b>「就労期」を中心とした外国人に対する支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ① 留学生の就職等の支援</li> <li>▶ 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策68）</li> <li>▶ 高度外国人材育成推進センターの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策68）</li> <li>▶ ② 就労場面における支援</li> <li>▶ 日本人社員・外国人社員間の理解を促進する双方向の学習の機会提供及び手引きの周知及び活用促進（施策89）</li> <li>▶ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける外国人に対する就業相談の実施（施策91）</li> <li>▶ 定住外国人を対象とした日本語力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策94）</li> <li>▶ ③ 適正な労働環境等の確保</li> <li>▶ 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用責任者等に係る講習の試行的実施（施策97）</li> <li>▶ 技能・知識等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動（施策107）</li> </ul> <p><b>「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続的・充実した実施（施策108）</li> </ul> <p><b>ライフステージに応じた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））</li> </ul>	<p>7</p>	

※ 1：下線は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度版）」に関連しない施策、※ 2：施策番号が数字のみは新規施策

10

### 3 外国人在留支援センター（FRES C）の取組

11

8



# 外国人在留支援センター

## Foreign Residents Support Center

(アクセス/フロアガイド)

**Phone Number** 代表電話番号(でんわ) **0570-011000** (ナビダイヤル)  
 一部のIP電話及び海外からはこちら  
**Opening hours** 開庁時間(あいているじかん) **+81-3-5363-3013**  
 9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

**Address** 所在地(ばしよ)  
 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F



**Access** アクセス(あくせす)

- JR中央線・総武線
- 東京メトロ丸ノ内線
- 東京メトロ南北線

四ツ谷駅: 徒歩1分   四ツ谷駅: 徒歩3分   四ツ谷駅: 徒歩1分




14Fには  
大会議室が  
あります

コモレ四谷  
四谷タワー  
13F

12

9

### 外国人在留支援センター (FRESC/フレスク) について



外国人在留支援センター  
**FRESC**

・ 2020年7月6日(月)に外国人在留支援センター (FRESC) が開所しました。


**FRESCの入居機関①**

**○出入国在留管理庁(在留支援課・開示請求窓口)**  
 在留支援課は、地方公共団体が設置する外国人向けの一元相談窓口の整備・運営の支援、地方公共団体職員等に対する研修や日本に住む外国人への情報提供等を行っています。  
 開示請求窓口は、出入国在留管理庁(本庁)が保有する行政文書のほか、出入(帰)国記録及び外国人登録原票の開示請求を受け付けています。

**○東京法務局人権擁護部**  
 外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱いを始め、いじめ、虐待など、様々な人権問題に関する相談に応じているほか、そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を行っています。また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、様々な人権啓発活動を行っています。

**○東京出入国在留管理局**  
 日本に在留する外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を行っています。また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っています。

**○日本司法支援センター(法テラス)**  
 国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。問合せの内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します。また、日本に住所を有し経済的に余裕のない外国人(収入等の条件有)に対し、弁護士等による無料法律相談、弁護士費用などの立替えを実施しています。



13

10

## 外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）について



### FRESCの入居機関②

#### ○東京労働局外国人特別相談・支援室

外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法等の労働関係法令や労務管理、安全衛生管理に関する相談対応を行うとともに、セミナーの開催、専門家による訪問支援など外国人労働者の労務管理、安全衛生管理に関する支援を行っています。また、外国人労働者向けに、労働条件に関する相談対応を行っています。

#### ○外務省ビザ・インフォメーション

日本への入国査証(ビザ)申請に必要な書類の案内、申請手続等査証(ビザ)に関する一般的な各種相談を受け付けています。

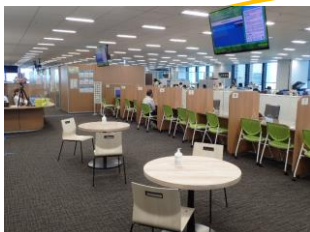
#### ○東京外国人雇用サービスセンター

高度外国人材(留学生、専門・技術的分野の在留資格)の就職支援を行う厚生労働省の機関です。職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主向け支援も行っています。

#### ○日本貿易振興機構(ジェトロ)

高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するため、関係省庁との連携の下、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置し、セミナーやポータルサイトを通じた情報提供や、高度外国人材を活用する中堅・中小企業に対する支援サービス等を提供しています。

### 相談窓口の様子



11

14

## 外国人在留支援センター 対応業務

担当	内容	対象者
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人受入環境整備交付金による支援 地方公共団体の多文化共生担当職員への研修 地方公共団体への情報提供(多文化共生の好事例等) 政府の共生施策に関する問合せ	地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体
情報システム管理室	出入国在留管理庁(本庁)が保有する在留外国人等の出入(帰)国記録及び外国人登録原票の開示請求等の窓口 出入国管理システムの運用・管理	外国人、日本人 —
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や外国人を雇用したい企業関係者等向けの相談 在留外国人情報の管理	外国人、日本人、企業、学校
法務省 東京法務局人権擁護部	人権相談、人権侵害事件の調査 人権等に関する人権啓発活動(講演会等の開催、人権啓発冊子等の配布等)	外国人、日本人 外国人、日本人、学校、企業等
日本司法支援センター (法テラス)	法的トラブルを抱えた外国人や外国人を支援する機関・団体・個人への法制度・相談窓口の情報提供	外国人
外務省 ビザ・インフォメーション 印印確認及びアプスティューに係る相談	査証相談(査証の申請に係る一般的な各種相談) 公印確認及びアプスティューに係る相談	外国人、日本人、学校、企業 外国人、日本人、学校、企業
厚生労働省 東京外国人雇用 サービスセンター	職業相談・職業紹介(留学生、高度人材等) 外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主支援 就職面接会、就職支援セミナー等の企画・開催	外国人 企業 外国人、企業
東京労働局外国人 特別相談・支援室	労働条件相談・支援 労働安全衛生に関する相談・研修・教育への支援	外国人、企業 企業
経済産業省 日本貿易振興機構 (JETRO)	高度外国人材活用に関する相談・ハンズオンサービスの提供 高度外国人材活用セミナー等イベントの企画・開催	企業 企業

12

15



## 4 地域における支援機能の強化

13

16

- (1) 地方公共団体の相談機能の強化
  - ・外国人受入環境整備交付金
- (2) 地域内の連携体制の強化
- (3) 受入環境調整担当官の役割

14

17

## 令和5年度外国人受入環境整備交付金の概要について

出入国在留管理庁

令和5年度政府予算 11億円

### 概要

**■目的**  
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組み地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

**■交付対象**  
・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）  
・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

**■交付限度額（整備事業・運営事業共通）**

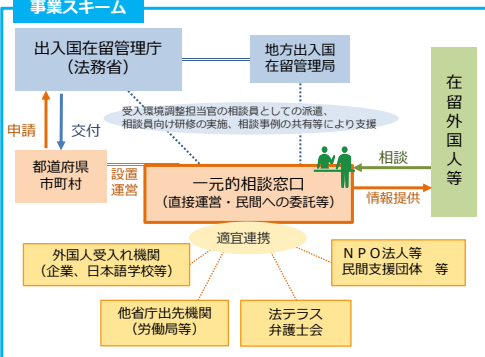
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

**■交付率**

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

### 事業スキーム



### ウクライナ避難民対応の特例

ウクライナ避難民に対して行う情報提供等のための特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、**交付限度額を超過して交付決定等を行う措置**を引き続き実施（令和5年9月末までの運営費が対象）。

特例措置適用のイメージ  
例：A県（交付限度額1,000万円）  
通常分 1,000万円  
特別対応分 200万円  
交付決定額 1,200万円

特例措置の対象となる経費の例  
●情報提供等に使用する資料の翻訳費、印刷費  
●相談対応を行うための通訳費、人件費、窓口運営費

15

18

## 受入環境調整担当官について

出入国在留管理庁

### 1. 受入環境調整担当官の配置

○外国人の受入環境整備を目的として、全国の主な地方出入国在留管理官署に担当者を配置。

### 2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>  
○外国人の受入環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取  
○在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	0570-003259 所属部署番号310	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 在留支援部門	0570-064259 所属部署番号410
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査第二部門	022-256-6073	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-4747
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 在留支援部門	03-5363-3025	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 就労・永住審査部門	082-221-4526
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	0570-045259 所属部署番号20	高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町72-9 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市中区正保町5-18 在留支援部門	0570-052259 所属部署番号130	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 審査管理部門	092-717-7595
			那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

16

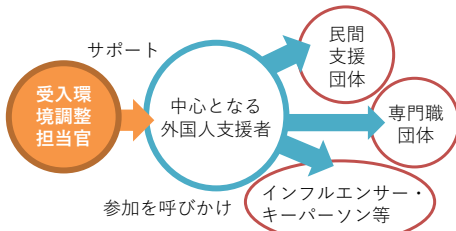
19

外国人支援者ネットワークの構築の支援について（イメージ図）

●平成30年以降「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人支援者のネットワークの構築の支援に取り組んできたところ、令和4年6月14日に策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においても、中長期的に取り組む施策として、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成することとされている。

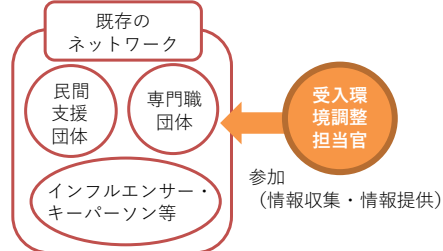
●下記のイメージ図（構築例1～4）は、ネットワーク構築までの手法・在り方についてのイメージを例示したもの。ネットワーク構築の支援の取組は、地域の実情に応じて、このような手法・在り方を複合的に組み合わせるなどの柔軟な対応が必要である。また、構築例を参考にし、状況に応じて地方出入国在留管理局と外国人支援者（民間支援団体・専門職団体等）との関係性を築くことが、生活する上で様々な悩みを抱え、行き場のない外国人に寄り添った支援の実現に寄与する必要がある。

構築例1 受入環境調整担当が外国人支援者をサポートして会議体を構築



ネットワークの構築に前向きな外国人支援者が呼びかけを行い、受入環境調整担当は中心となる外国人支援者をサポートする。（準備会合の場の提供、資料の作成など）

構築例2 受入環境調整担当が既存のネットワークに参加

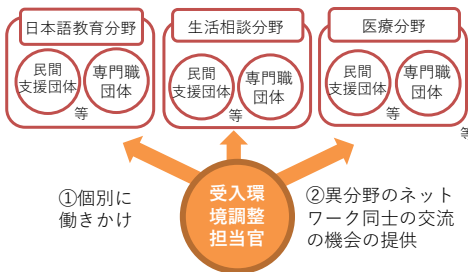


既にネットワークが構築されている場合も考えられる。こうした既存のネットワークに参加することで、地域の課題や現況の把握に努めるとともに、外国人受入れ関連施策等について情報提供する。

20

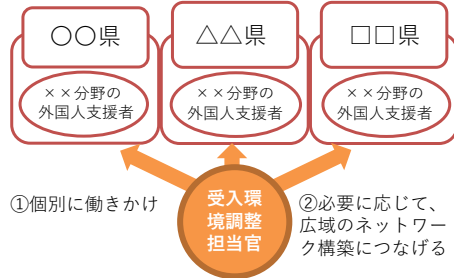
17

構築例3 外国人支援を行う各分野の民間支援団体、専門職団体等に働きかけ



NPO等の民間支援団体が少ない地域においても、外国人を相手に支援を行っている各分野の専門職団体は存在するため、そうした専門職団体などにも外国人の相談事例を共有するなど、研修等を実施することで外国人支援者とのネットワークを構築する。

構築例4 県や市単位で支援活動を行っている組織を広域ネットワークに発展



広域にまたがる組織に対して、直接交流をはかるのは困難であるため、アプローチしやすい県や市単位の組織に個別に働きかけることで個々の組織との関係を構築。その後、広域のネットワークに発展させていく。

【参考】「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日決定、令和5年6月9日一部変更）

「地域における外国人支援者が、相互にその存在や活動内容等を共有する機会を設け、外国人支援者同士が連携・協力して効果的に外国人への支援が行われるよう、外国人支援者のネットワークの構築を図り、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成する。」

21

18

## 5 情報提供機能の強化

22

19

- (1) 外国人生活支援ポータルサイト
- (2) 生活・就労ガイドブック
- (3) 「やさしい日本語」の普及

23

20

24

21

## 外国人生活支援ポータルサイトについて (2019.4.1開設)



### 多言語での情報提供の課題

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信  
 掲載場所が日本語のHP内にあることが多く、多言語化された情報にたどり着けない！

### 対応策

外国人や支援者にとって有用な情報をポータルサイト内に次のように集約して掲載  
 ⇒入管庁HPの自動翻訳導入に伴い、さらに分かりやすく改修 (最新改修:2023年4月)

#### 1. カテゴリ別ページ



● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報  
 ● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報  
 ● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報  
 ● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報  
 ● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報  
 ● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報  
 ● 生活・就労ガイドブック、特設ページ、やさしい日本語関連情報

- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った13のカテゴリ別ページを作成し、それぞれのカテゴリに各省庁の情報を集約。
- 定期的に更新し、できるだけ最新の情報を掲載。

#### 2. 生活・就労ガイドブック



- 「生活・就労ガイドブック」の多言語版(日本語を含む16言語)や、やさしい日本語版「生活・仕事ガイドブック」を掲載。

#### 3. 特設ページ



- マイナンバーカードの取得方法等の簡単な解説や、コロナウイルス感染症情報など、“特に伝えたい”情報を掲載。

#### 4. やさしい日本語関連情報



- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

### 期待される効果

- 外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



22

25

### 困ったときの連絡先・地域における相談窓口

26

23

## 生活・就労ガイドブックについて

出入国在留管理庁

<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国に在留する外国人は増加(約307万人(2022年12月末現在))、国内で働く外国人も増加(約182万人(2022年10月末現在))</li> <li>○ <b>安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成</b>(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月25日関係閣僚会議決定))</li> </ul>	<p><b>発信方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入管庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において、親しみやすいものとなるようイラストなどを加え、多言語及びやさしい日本語で発信</li> </ul>	<p><b>やさしい日本語を含めた16言語</b></p> <p>日本語(やさしい日本語を含む) 英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 ベトナム語 ネパール語 ミャンマー語 タイ語 インドネシア語 クメール(カンボジア)語 フィリピン語 モンゴル語 トルコ語 ウクライナ語</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入国・在留手続</li> <li>➢ 市町村での手続</li> <li>➢ 雇用・労働</li> <li>➢ 出産・子育て</li> <li>➢ 教育</li> <li>➢ 医療</li> <li>➢ 年金・福祉</li> <li>➢ 税金</li> <li>➢ 交通</li> <li>➢ 緊急・災害</li> <li>➢ 住居</li> <li>➢ 日常生活におけるルール・習慣</li> </ul>	<p><b>ガイドブックにより期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握</li> <li>● 地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>多文化共生社会の実現に寄与</b></p>
<p><b>主な変更点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省:仕事の探し方、産前産後休業、出生時育児休業給付金などを新記載</li> <li>・警察庁:道路交通法の改正に伴い、自転車の通行ルールを変更使わなくなった銀行口座、違法な銀行・送金を新記載</li> <li>・内閣府:噴火警戒レベルや避難情報の記載変更 …など</li> </ul>	<p><b>改訂状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月に日本語版とやさしい日本語版(第5版)を公表し、その他の15言語(第5版)は、更新部分のみならず全体を通して翻訳を見直すため、令和5年度に随時公表する予定。</li> <li>・今後も関係府省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充していく。</li> </ul>			

27

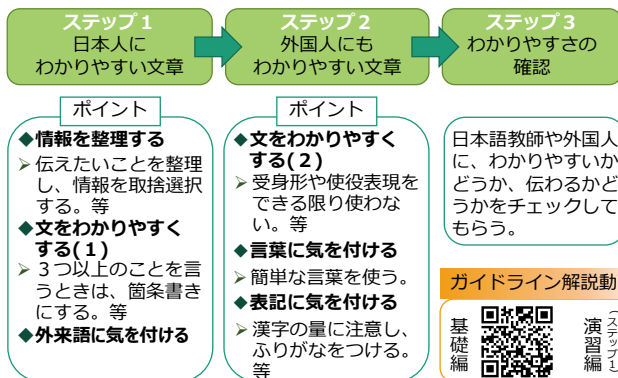
24

## 在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

**やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。**

- 日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

### 1. 在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ



### 2. 書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介している。

- ◆ やんしす
- ◆ やさにち
- ◆ チェッカー
- ◆ リーディング
- ◆ チュウ太

### 3. 変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

### ガイドライン解説動画



基礎編



演習編  
(やさしい)



演習編  
(やさしい)



演習編  
(やさしい)

YouTube法務省チャンネルにて公開中。

25

28

## 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント

### 経緯

- 2020年8月 出入国在留管理庁と文化庁は、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定
- 2021年8月 「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する会議」を設置
- 2022年3月 同会議報告書「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進の在り方」において、書き言葉のガイドラインに加え話し言葉についても国が留意事項を取りまとめ、公表する必要性について指摘
- 2022年7月 「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を設置  
⇒ 在留外国人とのコミュニケーションの際に留意すべき実践的な事項を「話し言葉のポイント」として取りまとめ

### 現状

- 全年齢を対象とした「国語に関する世論調査(2019年度)」では、やさしい日本語で外国人に伝える取組を「知っている」と回答した人は全体の約3割。
- 「在留外国人に対する基礎調査(2021年度)」では、自身の日本語能力を「日常生活に困らない程度に会話できる」以上と回答した在留外国人が8割強。

### やさしい日本語の話し言葉のポイント 効果的な話し方や、言い換え等を6つのポイントとして整理

#### (1) はじめの心得

- ✓ 内容を整理し、相手に配慮する
- ✓ 伝えたい情報を取捨選択し、整理する
- ✓ このくらい話せば分かるだろうという思い込みを取り払う 等

#### (2) 聴き方の心得

- ✓ 相手の話をしっかり聴く
- ✓ 相手の話を聴く態度を示す
- ✓ 落ち着いて対応する 等



#### (3) 話の進め方

- ✓ (反応を見る、臨機応変に対応する)
- ✓ やり取りがうまくいかない場合も
- ✓ フリーズしないで、話を継続する
- ✓ 反応を見ながら自分の話し方を調整する 等

#### (4) 話し方の基本

- ✓ (短くはっきり言い切る)
- ✓ 短く切って話す
- ✓ 文の最後まで言い切る 等

#### (5) 適切な言い換え

- ✓ (相手が理解できる言葉に言い換える)
- ✓ 難しい言葉・言い回しを使わない
- 例: 納税 → 税金を払う 等

#### (6) 言葉以外の工夫

- ✓ (ノンバーバルコミュニケーション)
- ✓ 資料・写真・図や実物を活用する
- ✓ コミュニケーションボードを準備する 等



26

29

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン  
別冊 やさしい日本語の研修のための手引

**概要**

「やさしい日本語の研修のための手引」は、やさしい日本語の活用を一層促進するため、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に基づき、**研修の効果的な手法及び研修教材等について、分かりやすくまとめたもの**です。

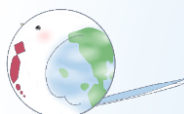
**手引の内容**

- ・やさしい日本語の普及の意義・必要性について  
コラム(1)やさしい日本語に取り組む自治体の現状と課題
- ・やさしい日本語が必要されている現場・研修の対象者は？  
コラム(2)やさしい日本語と日本語教育
- ・やさしい日本語の研修実施の手順とポイント  
 (1)研修を企画する前に (2)研修の目的・対象の設定 (3)研修の方法・組み立て  
 (4)広報・周知の方法 (5)研修の実施 (6)評価と発信
- ・やさしい日本語の研修事例20  
 コラム(3)多様な機関と連携したやさしい日本語研修を  
 コラム(4)やさしい日本語の研修で意識したいこと
- ・やさしい日本語の研修に参考となる素材例



**効果**

国や地方公共団体においてこの手引を活用することにより、研修の取組を促進し、やさしい日本語の普及を図る。



ダウンロードはこちらから

出典: 出入国在留管理庁ホームページ  
「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊 やさしい日本語の研修のための手引」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393591.pdf>

